

鳥取県高校生等奨学給付金について

- ◆市町村民税所得割額非課税世帯及び生活保護受給世帯を対象とした「高校生等奨学給付金」事業を行っています。
- ◆対象となる方は、申請書などの書類提出が必要となります。申請用紙等は生徒の在学する高等学校等で7月頃に配布予定です。(県外高校に在学されている場合はお問合せください。)
- ◆制度概要

1 趣旨

高等学校等に通う低所得者世帯（非課税世帯）に対して、授業料以外の教育費に充てるため、世帯構成等に応じて、奨学給付金を給付します。(給付のため、返還の必要はありません。)

2 対象者（次のすべてに該当する方）

- ・市町村民税所得割額非課税世帯又は生活保護法による生業扶助受給世帯
- ・保護者、親権者等が鳥取県内に在住
- ・就学支援金支給対象である学校（高等学校、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程等）に在学している者。(特別支援学校高等部生徒及び児童入所施設入所生徒を除く)。
- ・平成26年度以降の入学者

3 支給額等〔対象となる高校生の区分ごとに支給〕

| 支給対象者 | | 支給額 (年額) | 申請に必要な添付書類 |
|--|-----|-------------|--|
| 生活保護受給世帯 (通信制在学者も同額) | 国公立 | 32,300円 | 生活保護法による生業扶助を受給していることを証する書類 |
| | 私立 | 52,600円 | |
| 生活保護受給世帯以外 | | | |
| 通信制以外 | | | |
| 第1子の高校生等がいる世帯 | 国公立 | 59,500円 | 対象となる高校生等本人の健康保険証の写し |
| | 私立 | 67,200円 | |
| 15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で、第2子以降の高校生等がいる世帯 | 国公立 | 129,700円 | 対象となる高校生等本人及び23歳未満(中学生以下を除く)の兄弟姉妹の健康保険証の写し |
| | 私立 | 138,000円 | |
| 通信制 | | | |
| 高校生等がいる世帯 | 国公立 | 36,500円 | 対象となる高校生等本人の健康保険証の写し |
| | 私立 | 38,100円 | |

※第1子、第2子等の考え方は、裏面をご覧ください。

◆申請スケジュール

- ・申請は7月末までの各学校で定める日までに行ってください。申請書、添付書類の提出先は、在学する高等学校等です。
(県外高校在学者は、7月末までに直接、育英奨学室へ提出してください。)

※第1子、第2子等の考え方（金額は生活保護受給世帯以外の場合）

| 高校生等奨学給付金（世帯構成別） | |
|--|---|
| 高校生等（年齢は問わない） | 15歳以上～23歳未満 |
| 世帯A 第1子  公立 59,500 円 私立 67,200 円 |  ※扶養されていない |
| 2人目以降の高校生等が扶養されている場合 | |
| 世帯B 第1子 第2子以降   公立 59,500 円 公立 129,700 円 私立 67,200 円 私立 138,000 円 |  ※扶養されていない |
| 高校生等を除き、15歳以上23歳未満の者が扶養されている場合 | |
| 世帯C 第2子以降  公立 129,700 円 私立 138,000 円 |  ※扶養されている |
| 通信制の高等学校等に通う高校生等がいる場合 | |
| 世帯D 通信制 通信制   公立 36,500 円 公立 36,500 円 私立 38,100 円 私立 38,100 円 | |
| 世帯E 第2子以降 第2子以降 通信制    公立 129,700 円 公立 129,700 円 公立 36,500 円 私立 138,000 円 私立 138,000 円 私立 38,100 円 | |

詳しくはお問い合わせください

鳥取県教育委員会 育英奨学室

電話：0857-26-7541、0857-29-7145 ファクシミリ：0857-26-8176

メール：jinkenkyouiku@pref.tottori.jp